

暴力団等に対する 基本的対応要領



暴力団対策法にもとづく

不法要求防止責任者選任事業所

愛知県警察・愛知県暴力追放運動推進センター

一般社団法人
愛知県建設業協会

問題解決は、 毅然とした対応と 早期の相談

- 平成23年4月1日に、愛知県暴力団排除条例が施行されました。
- 暴力団対策法の平成24年10月の改正で、禁止されている暴力的要求等の行為が27になりました。
- 本冊子は、愛知県建設業協会の会員の皆さんが、暴力団員等からの不当な要求を受けた場合の、対応要領をまとめたものです。ご活用ください!!

暴力団等への対応で大切な事は、
一人で悩まず、企業全体で
対応し、警察や弁護士に一刻も
早く相談をすることです。



暴力団を
利用しない

暴力団を利用したつもりが利用されています
暴力団はただでは動きません
相手を見てとことんくらい付き離れません

暴力団追放 『三ない運動』の推進

暴力団を
恐れぬ

暴力団には、団結して対応しよう
暴力団には、必要以上に恐れず、毅然とした対応で

暴力団に
金を出さない

暴力団は「金づる」をいつも探している
暴力団は、何度でも要求してきます
暴力団に金を出すことは、暴力団を認めることです

暴力団が一番恐れるのは、暴力団を怖れない
『みんなの勇気』です

基本的な心構え

組織としての心構え

- 1 幹部社員は、暴力団員等による不当要求に対して、絶対に担当者任せにはなりません。
- 2 組織全体の問題として、組織的対応に心がけることが必要です。
- 3 アプローチの段階から、上司に速やかに報告が為される職場環境の整備が必要です。
- 4 各事業所に不当要求防止責任者の設置を奨めることが必要です。
- 5 関係機関との連携を平素から確立しておくことが必要です。
- 6 不当要求行為が発生または恐れのある場合は、事実の発生日時、場所及び概要を記録し、愛知県建設業協会の顧問弁護士または、暴力追放愛知県民会議に相談しましょう。
- 7 状況によって、所轄の警察に通報・相談をしましょう。
- 8 緊急・危険と感じたら、躊躇せず110番通報をしましょう。

社員としての心構え

- 1 暴力団を必要以上に怖れない。
- 2 不当要求は一切許さないと言う強い姿勢を堅持する。
- 3 毅然たる態度で沉着冷静に対応する。決して相手の挑発に乗って議論をしない。

- 4 期待感を抱かせる曖昧な言葉は使わない。
- 5 誤った発言をした時は、弁解をせずその場で明確に訂正し、文書で渡すことは絶対にしない。

職場での準備

相手方をけん制するため「暴力追放ポスター」、「不当要求防止責任者講習受講修了証」、「責任者ステッカー」、「暴力追放運動実施現場ステッカー」を掲示しておきましょう。



暴力追放運動実施現場ステッカー



不当要求防止責任者講習受講修了証

対応は原則自社事務所内で行い、やむを得ず自社事務所外の場合は、相手の指定する場所は断り、必ず複数の社員で赴くことが大切です。

基本的な対応要領

確認

1 まずは、来訪者のチェックと連絡

- ① 来訪者の氏名・電話番号を確認する。
- ② 来訪者が名乗らない場合は面談に応じる必要はない。
- ③ 来訪者の人相・着衣・特徴・車両 No. をメモする。

2 相手と用件の確認

- ① 落ち着いて相手の住所・氏名・所属団体・電話番号を確認し用件の確認をする。
- ② 確認のため名刺をもらう。
- ③ 代理人の場合は「委任状」を求める。
- ④ 相手の真意が不明な場合は、具体的に尋ねる。
- ⑤ 相手の目的が「金銭」と勝手に判断しない。



場所と時間

3 対応場所は優位な場所で

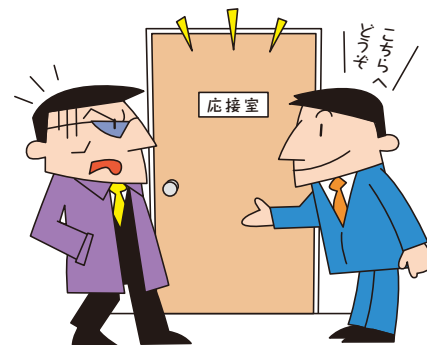
- ① 自社の管理の行き届く、カウンター、応接スペースなどとする。
- ② いかなる場合でも、暴力団員等の指定する場所や組事務所には絶対出向かない。

4 対応時間は短く

- ① 対応時間が長いと相手のペースにはまる危険性が高いので極力短くする。
- ② 用件を確認のうえ、『何時までならお話を伺います』と時間を明確に指定する。

5 湯茶の接待をしない

- ① 湯茶の接待は居座りのきっかけとなる。
- ② 湯飲み茶碗が凶器に変貌する事があるので、用件を確認の上湯茶の接待は行わない。



対応者

6 対応の人数は相手より多く

- ① 単独での対応は絶対に避け、常に複数で対応するとともに、役割分担を決めておく。
- ② 相手が多数の場合は、2~3名に制限し、相手が応じない場合は面会を拒否する。



7 言動に注意する

- ① 応対者の失言を誘い、言葉尻を捉えて厳しく糾弾してきます。
- ② 『申し訳ありません』、『検討します』、『考えてみます』等は禁物です。



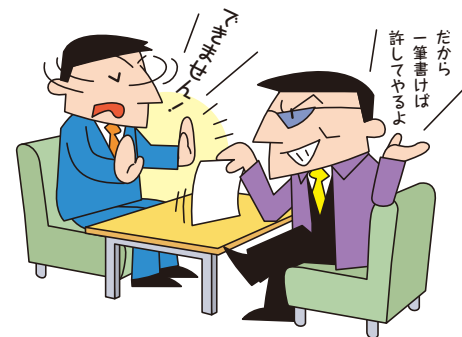
8 トップには対応させない

- ① トップなどの決裁権をもった者が対応すると即断を求められるので対応させない。
- ② 『私が担当の責任者です』と告げ、トップには会わせない。



9 即答や約束はしない

- ① 暴力団は企業の方針が固まらない間が勝負の分かれ目と考えて、即答を求めてくる。
- ② 対応は組織的に実施することが重要です。相手の要求に即答や約束は絶対にしないことが重要。
- ③ 『当社の方針として要求には応じられません』と毅然と断る。





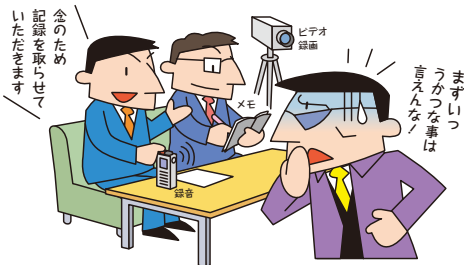
記 録

10 書類の作成・署名・押印

- ① 一筆は後日の金品要求の材料となる。
- ② いかなる理由でも、署名や押印は絶対にしない。

11 対応内容の記録

- ① 対応内容は証拠として有用となります。
- ② メモや録音・撮影をする。(相手の承諾は、得ても、得なくてもよい)
- ③ 対応後は、速やかに報告書を作成し、情報を社内で共有する。



通 報

12 機を失せずに警察に通報

- ① 不要なトラブル、事故を避けるため、違法行為があれば迷わず警察に通報する。
- ② 何で警察かと言われたら、『警察からその様に指導されています』と答える。



このようなとき、どうすれば

Q.1 相手が大きな声を上げテーブルを叩き、怒鳴りちらしている場合。

A.

- ① 『静かにお話ください』『これ以上大きな声を出しますと事務所から退去していただくことになりますので、静かに話してください』
- ② 『お静かに願えませんので業務の支障となりますので、事務所から退去してください』『退去されないと不退去罪となります』
- ③ 退去の指示に従わない場合は、不退去罪となるので、110番で警察に通報し警察に退去を委ねる。

(この場合、湯茶を出したり、座って対応をしない)

Q.2 相手が脅迫的な言動に出てきた場合。

A.

- ① 明らかな犯罪行為に出たら、対応を中止し直ちに110番で警察に通報する。
- ② 暴力的な行為があった場合は、即刻110番で警察に通報する。
- ③ 器物破損、傷害等の状況を写真・メモで記録する。

Q.3 長時間居座って退席しない場合。

A.

- ① まず、最初に面談時間を約束させること。
- ② 打ち切るタイミングは、堂々巡りと判断した時。
 - ・『これ以上お話しても同じです』『お話は何いしましたがこれ以上は、できません』『なんと申されても当方の考えは変わりません』
 - ・『お約束の時間が過ぎております』『これ以上お話しても同じです、お引き取りください』
- ③ なおも、居座る場合、対応を中止し直ちに110番で警察に通報する。
- ④ 『警察ですか。いま***団体の・・・と名乗る方が、当方の事務所から退去してもらえません』『業務の支障になっておりますので対応をお願いします』

Q.4 誠意を見せろとか抽象的に要求をされた場合。

A.

- ① 『誠意とは、何をせよと言われるのですか』『具体的にお話ください』と毅然と反論する。
- ② 具体的に金銭の要求等があれば、恐喝行為で110番にて『金銭を要求されています』と警察に通報する。

Q.5 上司との面談を 要求してきた場合。

A.

- ① 上司への面会要求には応じる必要はない。『私が担当です。お話は私が伺います』『社長・専務には必要があれば、私から報告します』と毅然と答える。
- ② なおも要求してきたら『何度も申し上げていますが、私が伺います』と繰り返す。
- ③ 『これ以上、面会を要求されますと、業務の支障となりますので、退去していただくこととなります』と毅然と答える。

Q.6 誰が決めたと決定者に ついて質問された場合。

A.

- ① 『組織での決定ですので、お教えできません』とはっきり断る。
- ② 社内規程に基づく決定であり、まさに組織・機関の決定であるので誰の決定と言う概念はもたない。
- ③ 個人名を教えることは、当事者が個人攻撃にさらされるだけである。

Q.7 機関紙・書籍・物品が 送られてきた場合。

A.

- ① 返送して、購入の意思のないことを明確に示す。
- ② 開封せずに「受け取り拒否」の付箋を付けて返送をする。
- ③ 購読、購入の意思のないことを明確にした文書を配達証明つき内容証明郵便で送付する。
- ④ このような、送りつけ商法の場合は、ネガティブ・オプションやクーリングオフの問題があるので、消費者生活センター、愛知県暴力追放運動推進センター、弁護士に相談し、指導を受ける。

Q.8 こちらにも考えがあると言われた場合。 『どんな事になっても知らないぞ。 覚悟しろ』

A.

- 『どういう意味でしょうか』『冷静なお話ができないのなら、お話、説明は打ち切らせていただきます』
- ① このような発言のあった場合は、話し合い、説明などの継続の必要はないので、直ちに交渉は打ち切らなければならない。
 - ② 交渉の経過を記録(録音等を含む)に残しておく。
 - ③ 発言の内容を吟味して、法的手続きを取るか否かを弁護士等に相談する。

どのような法律なの？

禁止規定に違反して暴力行為を行う場合、必要な「中止命令」「再発防止命令」が発出されます。

暴力団対策法で禁止されている 27 の行為

- ① 口止め料を要求する行為
- ② 寄附金や賛助金を要求する行為
 - ・ 寄付金・賛助金・義援金等
- ③ 下請参入等を要求する行為
 - ・ 砂利・砂・防音シート・軍手等の納入強要
 - ・ 自動販売機の設置等の要求
 - ・ 発注者が拒絶しているのに、下請を要求してくる
- ④ みかじめ料を要求する行為
- ⑤ 用心棒料等を要求する行為
- ⑥ 利息制限法に違反する高金利の債権を取り立てる行為
- ⑦ 不当な方法で債権を取り立てる行為
- ⑧ 借金の免除や借金返済の猶予を要求する行為
- ⑨ 不当な貸付け及び手形の割引を要求する行為
- ⑩ 不当な金融商品取引を要求する行為
- ⑪ 不当な株式の買取り等を要求する行為
- ⑫ 不当に預金・貯金の受入を要求する行為
- ⑬ 不当な地上げをする行為
- ⑭ 土地・家屋の明渡し料等を不当に要求する行為
- ⑮ 宅建業者に対し、不当に宅地等の売買・交換等を要求する行為

- ⑯ 宅建業者以外の者に対し、宅地等の売買・交換等を要求する行為
- ⑰ 建設業者に対し、不当に建設工事を行うことを要求する行為
- ⑱ 不当に集会施設等を利用させることを要求する行為
- ⑲ 交通事故等の示談に介入し、金品等を要求する行為



- ⑳ 因縁を付けての金品等を要求する行為
- ㉑ 許認可等をすることを要求する行為
- ㉒ 許認可等をしないことを要求する行為
- ㉓ 売買等の契約に係る入札に参加させることを要求する行為
- ㉔ 売買等の契約に係る入札に参加させないことを要求する行為
- ㉕ 人に対し、売買等の契約の入札に一定の価格その他の条件で申込等を要求する行為
- ㉖ 売買等の契約の相手方としないことを要求する行為
- ㉗ 売買等の契約の相手に対する指導等を要求する行為

一般社団法人 愛知県建設業協会

名古屋市中区栄三丁目28番21号

監修

木村良夫法律事務所

名古屋市中区丸の内2-17-12

(丸の内エステートビル203号)